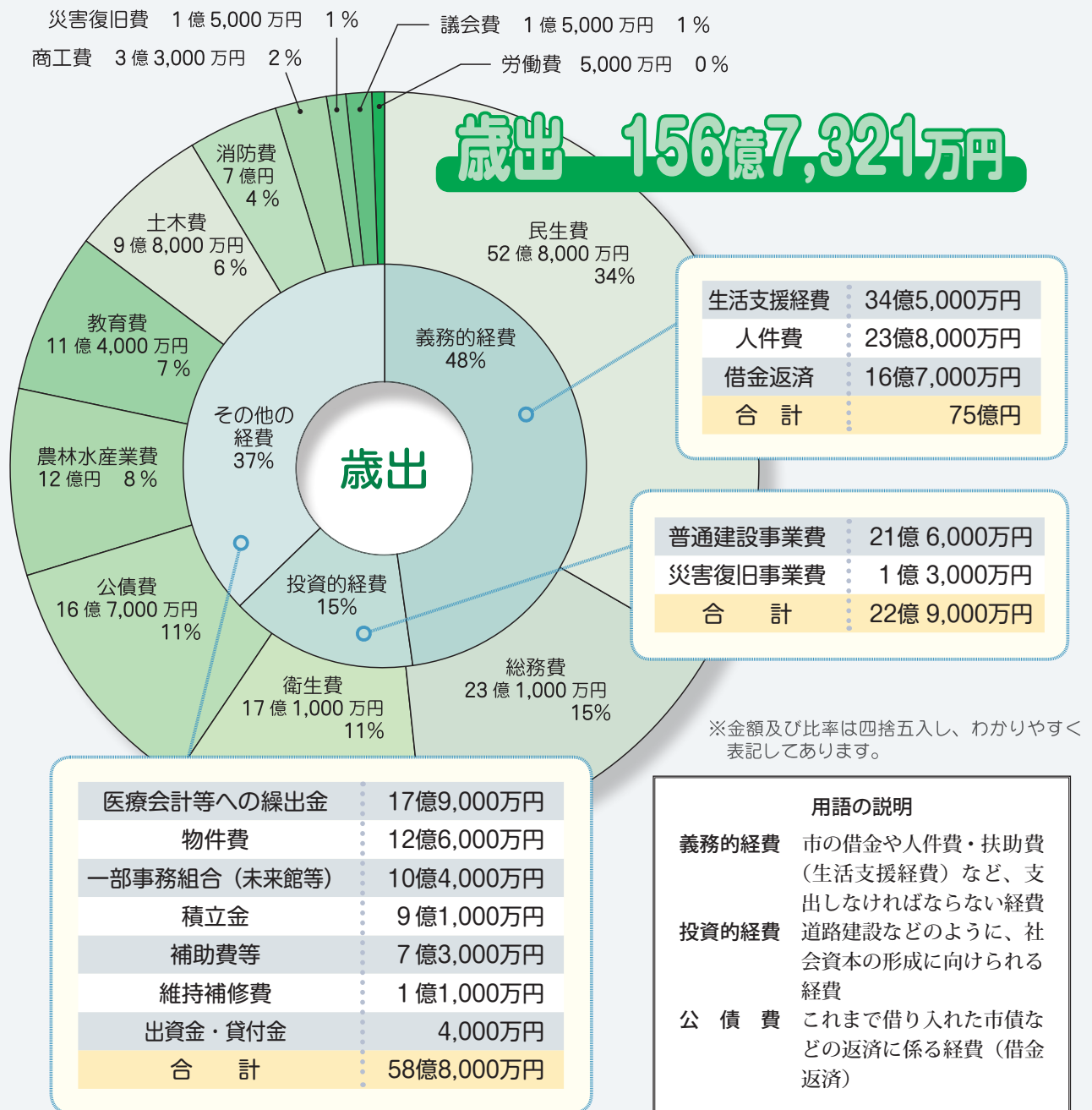




市民一人あたりのサービス内訳 基準 H 26.03.31 28,461人

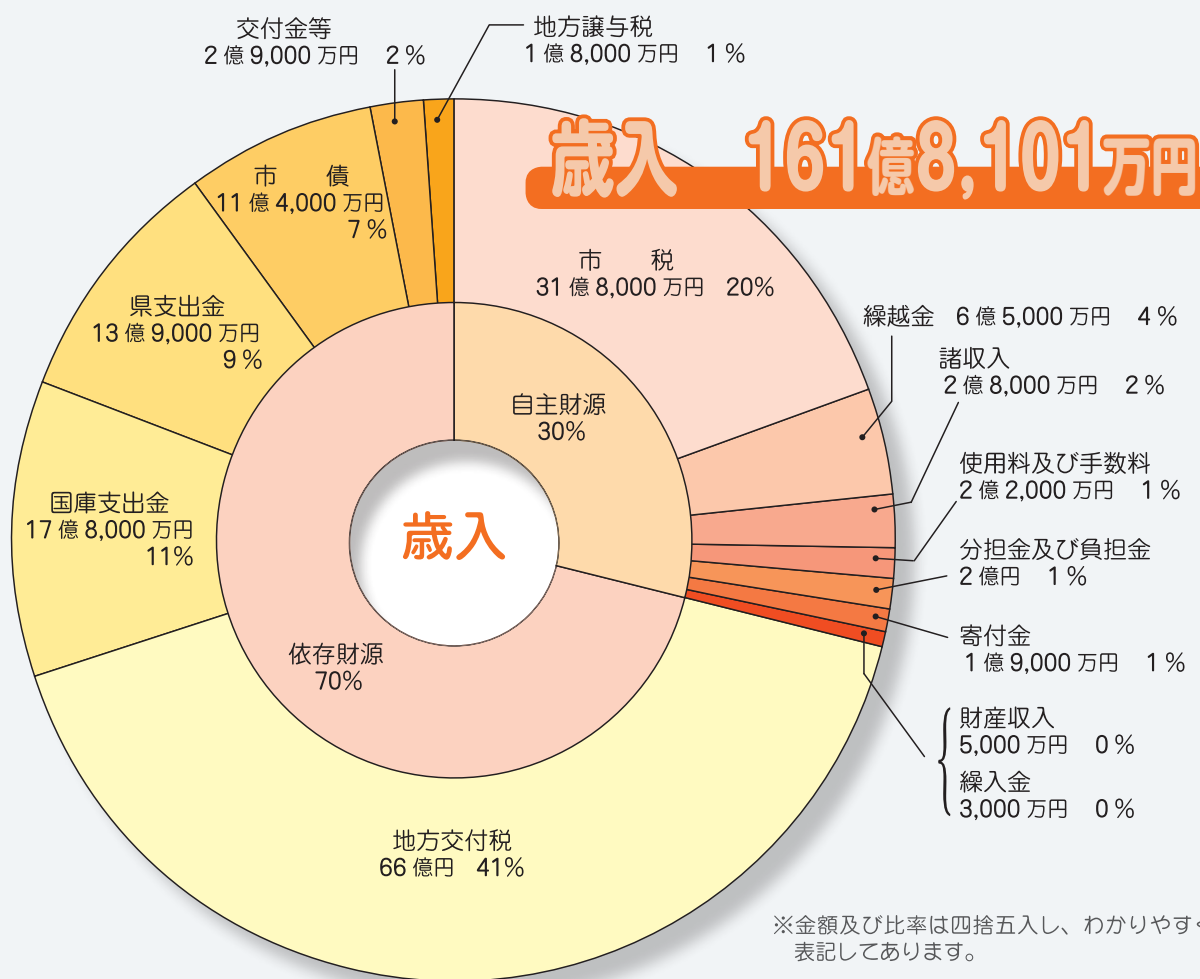
 民生費 185,604 円	 総務費 81,184 円	 衛生費 60,076 円	 公債費 58,608 円
 教育費 40,101 円	 農林水産業費 42,289 円	 土木費 34,279 円	 消防費 24,469 円
 災害復旧費 5,360 円	 商工費 11,668 円	 議会費 5,214 円	 労働費 1,839 円

平成25年度決算 一般会計

伊佐市の財政状況

平成25年度の一般会計決算を、平成26年度9月定例議会に提出しました。

一般会計の決算の規模は、歳入161億8,101万円、歳出156億7,321万円となっています。歳入と歳出の差し引き額は、5億780万円です。これには、翌年度に繰り越すべき財源の1億7,422万円が含まれていますので、これを除いた実質収支は、3億3,358万円となります。



このように
使いました。

用語の説明

- 自主財源** 地方公共団体が自主的に収入できる財源
- 依存財源** 国や県から定められた額を交付される財源
- 地方交付税** 所得税や法人税などの国税の一部を、地方自治体間にある財源の不均衡を調整し、国民が受ける基本的な行政サービスが住む場所によって差のないようにするため、地方公共団体の財政状況に応じて交付されるお金で、国から地方への仕送りと言われている
- 市債** 財源不足を補うため、国・県や民間の金融機関から借りるお金
- 国庫・県支出金** 市が行う特定の事務や事業に対して、必要な費用の財源として国・県から交付されるお金
- 実質収支** 単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの

「子ども・子育て支援新制度」 シリーズ第3回

◆伊佐市の保育園・幼稚園の一覧



○保育園

施設名	定員 (予定)	認定区分			所在地 (小学校区)	電話番号
		1号	2号	3号		
大口	60		○	○	大口	☎ 8125
大口里	60		○	○	大口	☎ 2327
明德寺	60		○	○	大口	☎ 6195
山野	40		○	○	山野	☎ 1476
羽月	90		○	○	羽月	☎ 6388
あゆみ	60		○	○	大口	☎ 5473
みどり	140		○	○	大口	☎ 2611
ひまわり (みどり分園)	30		○	○	大口	☎ 5560
紅洋	45		○	○	曾木	☎ 2155
慈光	50		○	○	菱刈	☎ 2145
湯之尾	40		○	○	湯之尾	☎ 0640
本城	50		○	○	本城	☎ 4161
田中	60		○	○	田中	☎ 1016

○幼稚園

施設名	定員 (予定)	認定区分			所在地 (小学校区)	電話番号
		1号	2号	3号		
大口	90	○	○	○	大口	☎ 0450
本城	60	○			本城	☎ 0185

子ども・子育て支援新制度に関する詳しい情報は、内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>) に掲載されています。

問い合わせ先 こども課子育て支援係（大口庁舎） ☎ ☎ 231311

◆申込みに必要な書類◆

1号認定利用を希望する人

- ①支給認定申請書
 - ②施設で指定する書類
- 条件によって次の書類が必要
- ③平成 26 年度所得課税証明書
- ※平成 26 年 1 月 2 日以降に伊佐市に転入した人

2・3号認定利用を希望する人

- ①支給認定申請書
 - ②保育所入所申込書
 - ③保育を必要とする証明書
 - ④保育所等入所家庭調査票
 - ⑤保育料連帯納付誓約書
- 条件によって次の書類が必要
- ⑥多子世帯保育料等軽減同意書
 - ⑦平成 26 年度所得課税証明書
- ※平成 26 年 1 月 2 日以降に伊佐市に転入した人
- ⑧障がい者手帳等
 - ⑨その他、母子手帳・診断書・在学証明書等



政治家の寄付やあいさつの禁止

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。次の①から⑤の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

- ①政治家の寄附禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④後援団体の寄附の禁止
- ⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止
- ⑥年賀状等のあいさつ状の禁止（返礼のための自筆によるものを除く）

問い合わせ先 市民課選挙係 ☎ ☎ 231311



みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない！
求めない！
受け取らない！

平成27年4月入園 保育園・幼稚園の入園受付開始

保育園・幼稚園の入園児童を募集します。ただし、認定区分によって入園できない場合があります。

◆申込書の配布場所

- 保育園・幼稚園に入園中の人 ▶ 入園中の保育園・幼稚園
- 新規で申込みの人 ▶ こども課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）

◆受付期間・場所等

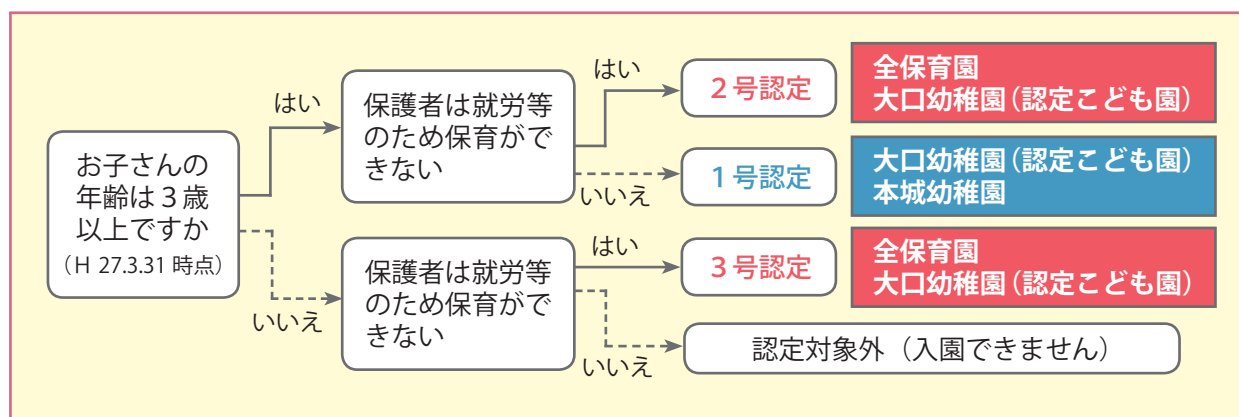
□保育園を希望する人

受付日	保育園	場所・時間
12月15日（月）	大口、大口里	こども課 （大口庁舎） 9時～19時
12月16日（火）	明德寺、山野、紅洋	
12月17日（水）	羽月、あゆみ	
12月18日（木）	みどり、ひまわり	
12月19日（金）	慈光、本城	
12月22日（月）	湯之尾、田中、市外	
12月24日（水） ～12月26日（金）	全保育園	

□幼稚園を希望する人

受付日	幼稚園	場所・時間
12月15日（月）	大口幼稚園	大口幼稚園 開園時間
12月16日（火） ～26日（金）	本城幼稚園	教育委員会総務課 （菱刈庁舎）8時 30分～17時15分 または本城幼稚園 開園時間

◆認定区分 お子さんの認定区分を確認してください。



障がい者週間

12月3日～9日までの1週間は「障がい者週間」です。

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

市身体障害者協会ではこの期間、街頭での広報活動を予定しています。

問い合わせ先

福祉課障がい者支援係 ☎231311

伊佐市「成人式」

日 時 平成27年1月3日（土）13時～
※12時受付開始

場 所 大口ふれあいセンター3階
多目的ホール

対 象

平成6（1994）年4月2日から
平成7（1995）年4月1日生まれ
の伊佐市内居住者及び市外に転出
している伊佐市出身者

問い合わせ先

教育委員会社会教育課 ☎261554





平成 26 年分の 確定申告をされる皆さんへ

保険税（料）支払済み確認書の発行

社会保険料控除で使用する国民健康保険税（普通徴収）・介護保険料（普通徴収）・後期高齢者医療保険料（普通徴収）の支払済額の確認書を12月1日（月）から発行します。

必要な人は、税務課（大口庁舎）または地域総務課（菱刈庁舎）にお申し出ください。

なお、原則、市役所で発行する支払済確認書は、納付書での納付または口座振替による納付分のみとなります。年金から差し引かれる分につきましては、年金の源泉徴収票に記載されていますので、確認書は発行しません。年金の源泉徴収票に記載された額を確定申告書にご記入ください。

両方ある人は、市の発行した確認書と、年金の源泉徴収票に記載された社会保険料の額を合計した金額を、確定申告書にご記入ください。

○申請書
交付に必要なもの

※税務課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）にあります。

○印鑑（認印、代理人の場合は委任状が必要。）

※窓口に来る人は、本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちください。

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎ 23 1 3 1 1

寝たきり高齢者などの障がい者控除

65歳以上で身体障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、要介護認定者などで、寝たきりの度合いや認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、市で認定書を交付します。本人または扶養者が、この認定書を添付して確定申告や住民税の申告をすると、所得控除（障害者控除）の対象となります。

認定証交付対象者

伊佐市に住所を有する人で、次の①～⑤のいずれかの状態にあると市長が認定した人。

①身体障害者手帳の3～6級に準ずる障がいがある人

②療育手帳の軽度・中度に準ずる障がいがある人

る障がいがある人

③身体障害者手帳の1、2級に準ずる障がいがある人

④療育手帳等の重度に準ずる障がいがある人

⑤寝たきり高齢者

※①、②は障害者控除を、③～⑤は特別障害者控除を受けることができます。

※①～⑤に該当するかどうかの判定は、介護認定資料・医師の診断書などをもとに、市の認定基準表で判定しますので、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。

※認定書は申告時に必ず提示してください。

※既に身体障害者手帳等で控除を受けている人は認定書を取

得する必要はありません。

申請に必要なもの

○申請書

※健康長寿課（大口庁舎）・高齢者支援係（菱刈庁舎）

○印鑑（認印で可）

問い合わせ先

健康長寿課介護保険係

☎ 23 1 3 1 1

第7回伊佐市ふれあい駅伝競走大会

13区間 24km のコースで、各校区代表選手が健脚を競います。

日 時 12月7日（日）10時スタート

場 所 菱刈農村公園～伊佐市陸上競技場

○選手の安全確保を図るためスタートから40分間、コースの交通制限を順次実施。

○交通制限・迂回については、警察官・交通整理員の指示に従ってください。

○車両によるコース内への侵入はできません。

大会の安全運営にご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 文化スポーツ課スポーツ係 ☎ 26 1 5 7 8



12月14日（日）は 衆議院議員総選挙 の投票日です



公示日 12月2日（火）

投票日 12月14日（日）

※投票時間は午前7時から午後6時までです。
ただし、布計地区多目的集会施設は午後5時までです。

----- <期日前投票> -----

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの予定がある人は、期日前投票ができます。

場 所 伊佐市役所大口庁舎・菱刈庁舎
※選挙人名簿に登録されている人は、どちらでも投票できます。

期 間 12月3日（水）～13日（土）

時 間 午前8時30分～午後8時

※ただし、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、7日（日）からになります。

問い合わせ先 市民課選挙係 ☎③1311

かぼちゃを 作ってみませんか



伊佐市は、かぼちゃの産地ですが、生産者の高齢化が進み栽培農家数が減少傾向にあります。かぼちゃ栽培開始の資材・苗購入費用を助成することで新規生産者を募り、管内のかぼちゃ生産拡大をめざします。

かぼちゃ新規栽培農家を対象とした資材・苗代補助を行います

平成27年からかぼちゃの新規栽培を開始し販売する農家を対象として、初年度のみ限定でトンネル被覆資材一式と苗代について、伊佐市・北さつま農協が予算の範囲内で助成を行います。

一農家あたりの助成対象面積は10a以上30a以下とします。その他の助成要件についてはお問い合わせください。

申込期限 12月25日（木）

問い合わせ先

農政課農政第一係（菱刈庁舎） ☎③1311

北さつま農協伊佐総合支所営農センター

☎④2611

太陽光発電設備に係る固定資産税 （償却資産）の申告

太陽光発電設備は固定資産税の課税対象となり償却資産として市に申告が必要な場合があります。次の表に該当する場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。申告の案内を送付します。

申告が必要となる人

設置者	申告が必要となる場合
個人 （住宅用）	家屋の屋根・土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は事業用資産となり申告の対象となります。
個人 （個人事業主）	発電出力、売電の有無にかかわらず事業用資産として申告の対象となります。
法人	す。

○太陽光パネル自体が瓦の代わりに屋根材として設置してある場合は、家屋の一部として評価されるため申告の必要はありません。

○平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に取得された太陽光発電設備については固定資産税を一定期間軽減される場合がありますのでお問い合わせください。

○太陽光発電設備を設置する土地（固定資産）は、地目を雑種地として評価するため、農地や山林などに設置した場合には、次年度の評価・税額が大きくなることになります。

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎③1311